

市第 152 号議案

横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例の一部改正

横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例の一部を改正する条例

横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例（昭和46年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例

第1条中「心身障害者」を「重度障害者」に、「援助」を「助成」に改める。

第3条の見出し及び同条第1項中「援助」を「助成」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 横浜市内に住所を有する保険各法の被保険者、組合員若しくは被扶養者又は横浜市内に住所を有しない横浜市国民健康保険の被保険者若しくは横浜市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月横浜市条例第11号）第3条各号（第1号を除く。）に掲げる被保険者

第3条第1項第2号中「心身障害」を「障害」に改め、同条第2項中「者」の次に「又は医療を受けるために要する費用について必

要な助成を他の地方公共団体から受けることができる者」を加え、「援助」を「助成」に改める。

第 4 条の見出し中「援助」を「助成」に改め、同条第 1 項中「食事療養に係る」を「規則で定める」に改め、同条第 3 項中「援助は行なわない」を「助成は行わない」に改める。

第 5 条中「あたり」を「当たり」に、「援助」を「助成」に改める。

第 6 条を次のように改める。

(資格の喪失)

第 6 条 対象者が、第 3 条第 1 項各号に該当しなくなったとき、又は同条第 2 項に規定するこの条例による助成を行わない者となったときは、この条例による助成を受ける資格を失うものとする。

第 7 条第 2 項中「すでに」を「既に」に、「または」を「又は」に、「援助は行なわない」を「助成は行わない」に改める。

第 8 条中「援助」を「助成」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に対象者が受けた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に対象者が受けた医療に係る費用の援助については、なお従前の例による。

提 案 理 由

精神障害者等に対する医療費の助成を行う等のため、横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例
横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、重度障害者が医療を受けるために要する費用について必要な助成援助を行うことにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって重度障害者
心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（助成援助の対象者）

第 3 条 この条例による助成援助を受けることができる者は、次の各号に該当する者であつて、規則で定めるところにより受給資格を証する医療証の交付を受けたもの（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 横浜市内に住所を有する保険各法の被保険者、組合員若しくは横浜市国民健康保険の被保険者、横浜市内に住所を有する前は被扶養者又は横浜市内に住所を有しない横浜市国民健康保険条第 1 項第 1 号に掲げる法律に定める国民健康保険組合の被保険者若しくは横浜市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条各号（第 1 号を除く。）に
しくは被扶養者若しくは同項第 4 号から第 6 号までに掲げる法
掲げる被保険者
律に定める組合員若しくは被扶養者又は横浜市後期高齢者医療
に関する条例（平成 20 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条各号に
掲げる被保険者

- (2) 規則で定める重度の障害
心身障害があると市長が認定した者

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による医療扶助（単給を除く。）を受けることができる者又は医療を受けるために要する費用について必要な助成を他の

地方公共団体から受けることができる者については、この条例による助成は行わない。
援助

(助成の額等)
援助

第 4 条 対象者が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する費用 (規則で定める費用を除く。)のうち、対象者が負担すべき額は、横浜市が当該医療取扱機関に対し支払う。

(第 2 項省略)

3 前 2 項の規定にかかわらず、対象者が他の法令により医療に要する費用の負担を受けることができるときは、当該費用の負担を受けることができる限度において、この条例による助成は行わな
援助は行なわ
い
ない。

(医療証の提示)

第 5 条 対象者は、医療を受けるに当たり、この条例による助成を受けようとするときは、第 3 条第 1 項に規定する医療証を医療取扱機関に提示しなければならない。

(資格の喪失)

(資格の喪失)

第 6 条 対象者が、第 3 条第 1 項各号に該当しなくなったとき、又
対象者が、次のいずれか（横浜市国民健康保険の被保険者は同条第 2 項に規定するこの条例による助成を行わない者となっ
又は横浜市後期高齢者医療に関する条例第 3 条各号に掲げる被保
たときは、この条例による助成を受ける資格を失うものとする。
険者にあつては、第 2 号又は第 3 号）に該当するときは、この条
例による援助を受ける資格を失うものとする。

(1) 横浜市内に住所を有しなくなったとき。

(2) 横浜市国民健康保険の被保険者、横浜市内に住所を有する第
2 条第 1 項第 1 号に掲げる法律に定める国民健康保険組合の被
保険者、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる法律に定める被保険者

若しくは被扶養者若しくは同項第 4 号から第 6 号までに掲げる
法律に定める組合員若しくは被扶養者又は横浜市後期高齢者医
療に関する条例第 3 条各号に掲げる被保険者でなくなったとき
—
。

- (3) 第 3 条第 2 項に規定するこの条例による援助を行なわない者
—
となつたとき。
(損害賠償請求権の取得等)

第 7 条 (第 1 項省略)

- 2 前項の場合において、対象者が~~既に~~第三者から損害賠償を受
けていたときは、横浜市は、その価額の限度において、第 4 条第
1 項~~又は~~第 2 項の規定に基づく~~助成は行わない~~
~~または~~援助は行なわない。
(所得の状況の調査等)

第 8 条 市長は、この条例による~~助成~~
~~援助~~に要する費用について神奈川県から補助金の交付を受けるため必要があると認めるときは、対
象者の所得（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 2 項第
1 号に掲げる市町村民税（特別区が同法第 1 条第 2 項の規定によ
って課する同法第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる税を含む。以下同じ
。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定によ
る非課税所得以外の所得に限る。以下同じ。）の状況につき、当
該対象者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、
若しくは当該職員に質問させ、又はその必要の限度において、対
象者の所得に関する情報を横浜市個人情報保護に関する条例（
平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）第 7 条第 2 項に規定する利用目
的以外の目的のために利用することができる。